答 申 書 (答申第83号) 平成21年3月2日

1 審査会の結論

重油地下タンクの清掃及び点検に係る見積書等を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 (省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、次のと おりである。

ア 諮問番号84

北海道立衛生研究所が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第165条第1項に基づく随意契約を虚構し、平成18年8月23日付けの重油地下タンクの清掃及び点検に係る見積書等を業者から徴取した際の見積書等

イ 諮問番号85

北海道立衛生研究所が、財務規則第165条第1項に基づく随意契約を作為し、平成18年8月23日付けの重油地下タンクの清掃及び点検に係る見積書等を業者から徴取した際の見積書等

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、重油地下タンクの清掃及び点検において、随意契約を虚構又は作為し、徴取した見積書等は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る2件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、 平成18年8月23日付けの重油地下タンクの清掃及び点検の見積書等に係るものである ことから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

北海道立衛生研究所が執行した重油地下タンクの清掃及び点検業務(以下「本件業務」という。)は、平成18年9月21日に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号及び財務規則第162条の2第6号の規定により随意契約で行うこと、財務規則第165条第1項の規定に基づき見積書を徴取する業者を3者とすること、選定した業者に見積書を提出するよう通知を行うこと等を決定し、この3者から平成18年9月28日に見積書の提出があったものである。

異議申立人が平成18年8月23日付けで提出したという見積書(以下「本件見積書」という。)は、本件業務の見積書を徴取することを決定した平成18年9月21日以前に提出されたものであり、本件業務の契約を締結するためのものではなく、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、個

人的な検討段階にとどまるものであることから、条例第2条第2項に規定する「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは言えず、条例上の公文書に該当しないため、本件処分が適当である。

イ 当審査会は、本件見積書について、「平成18年9月に実施した道立衛生研究所の 暖房用地下重油タンクの漏洩検査に係る契約に関する書類一切」の開示請求に係る 平成19年8月8日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第60号(以下「答 申第60号」という。)において、「異議申立人が主張する見積書は、実施機関が見 積書を徴取することを決定した平成18年9月21日以前に提出されたものであること から、契約を締結するための見積書とは認められない。」と判断している。

また、本件見積書自体の開示請求に係る平成20年3月31日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第71号(以下「答申第71号」という。)において、「本件見積書については、作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況からは、公文書の定義で要件とされる『当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの』であるということはできないものであり、したがって、公文書ではないと判断する。本件見積書が条例上の公文書ではないことから、本件見積書は、条例に基づく開示請求の対象公文書ではないと考えられ、本件開示請求に対し本件処分(公文書不存在通知)を行ったことは妥当である。」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第60号及び答申第71号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が、本件開示請求に対し本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと 考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処	理	経	過
平成20年12月4日	○ 実施機関か ③公文書開示	理(諮問番号84 ら関係書類(① 請求書の写し、 の概要、⑥理由	諮問文、②異議 ④公文書不存在	通知書の写し、
平成20年12月8日	○ 新規諮問事案の報告(諮問番号84、85)○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託			
平成21年1月15日 (第一部会)	○ 実施機関か○ 異議申立人○ 審議	ら本件処分の理 の意見陳述	由等を聴取	
平成21年2月17日 (第一部会)	○審議			
平成21年2月27日 (第36回審査会)	○ 答申案審議			
平成21年3月2日	〇 答申			